市有地売却入札説明書

物件1:旧納所小跡地

(多久市東多久町大字納所 2281 番 2 外 5 筆)

物件2:矢形住宅跡地

(多久市東多久町大字納所 4069 番 7 外 3 筆)

物件3:旭町市有地

(多久市北多久町大字小侍 2453 番 14)

入札参加申込受付期間

令和6年5月 7日(火)から 令和6年5月22日(水)まで (平日8時30分から17時15分)

入札日時

令和6年5月31日(金) 午前10時00分(物件1) 午前10時40分(物件2)

午前11時20分(物件3)

多久市北多久町大字小侍7番地1 多久市役所 財政課 管財係 電話0952(75)8020 この説明書は、今回売却する土地の入札の条件についての説明です。記載事項をよく読み入札に参加してください。

1 物件一覧と入札日時

物件	所 在 地	面積	予定価格	備考
番号	【名称】	(m ²)	(万円)	1佣 右
1	東多久町大字納所 2671 番 2 外 5 筆	2, 263. 16	1, 149	受付 9:50
	【旧納所小跡地】			入札 10:00
2	東多久町大字納所 4069 番 7 外 3 筆	940. 86	650	受付 10:30
	【矢形住宅跡地】			入札 10:40
3	北多久町大字小侍 2453 番 14	381	165	受付 11:10
	【旭町市有地】			入札 11:20

[※]予定価格とは、最低売却価格です。

※入札参加者は、入札前にあらかじめ入札物件を下見しておいてください。

2 問合せ先

財政課 管財係

電話 0952-75-8020 FAX 0952-75-6113

Email: kanzai@city.taku.lg.jp

3 入札参加申込書配布先及び提出先

T846-8501

多久市北多久町大字小侍7番地1

多久市財政課 管財係

電話 0952-75-8020 FAX 0952-75-6113

Email: kanzai@city.taku.lg.jp

【ホームページ】

多久市のホームページでも、入札関連の書類がダウンロードできます。

4 市役所の業務日及び業務時間 土曜日、日曜日及び祝祭日を除く8時30分から17時15分まで

5 入札の方法

一般競争入札

(公募により、あらかじめ市が定めた予定価格以上で最高の価格をもって売却する方法)

6 入札日時

- ◇物件番号1 令和6年5月31日(金)午前10時00分
- ◇物件番号2 令和6年5月31日(金)午前10時40分
- ◇物件番号3 令和6年5月31日(金)午前11時20分 各物件の入札時間の10分前から受け付けを開始します。

7 入札場所

多久市北多久町大字小侍7番地1 多久市役所4階大会議室東(または小会議室)

8 入札者の資格

個人・法人問わず、次の事項に該当する方は、売却申込みをすることができません。 また、市有地を売却する際の申込み資格として、申請者が暴力団関係者ではないこと を小城警察署に照会、確認をすることとしておりますので、ご承知ください。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3第1項に規定する市の公 有財産に関する事務に従事する者
- (2) 多久市暴力団排除条例(平成24年多久市条例第13号)第2条第4号に規定する暴力団等に該当する者
- (3) 破産者で復権を得ない者

※契約締結後に、契約者が上記に該当することが判明した場合は、当該契約は無効となります。

9 契約条件について

- (1) 公序良俗に反する使用等の禁止
- ① 暴力団事務所の利用等の禁止

購入者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはなりません。

② 風俗営業等の禁止

購入者は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはなりません。

(2) 実地調査等

① 市は、上記(1)①及び②の履行状況を把握し、条件違反を未然に防止するため、

必要があると認めるときには、実地調査を実施し、又は報告若しくは資料の提出を 求めることができます。

② 購入者は、正当な理由なく上記(2)①に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはなりません。

10 入札参加の申込み

この入札に参加を希望される方は、事前に入札参加申込書の提出が必要となります。 入札参加申込みの受付の場所、期間等は、次のとおりです。

- (1)場所 多久市北多久町大字小侍7番地1 多久市役所 財政課 管財係(多久市役所本庁舎3階)
- (2) 期間 令和6年5月7日(火)から令和6年5月22日(水)まで (土曜日、日曜日を除く。)
- (3) 時間 8時30分から17時15分まで 郵送の場合は、令和6年5月22日(水)17時まで必着

〈入札参加申込書の添付書類〉

【個人】

- (1) 誓約書
- (2) 身分証明書(本籍地の戸籍窓口で市町村長が発行するもの)

【法人】

- (1) 誓約書
- (2)役員一覧
- (3) 法人登記簿謄本(発行から3か月以内のもの)

11 入札時に必要なもの

- (1)入札指定書(入札参加申込書提出後に、市が通知します。)
- (2)入札保証金の領収書または領収書のコピー
- (3) 印鑑(入札参加申込書に使用された印鑑。ただし、代理人をもって入札されるときは、代理人の印鑑を持参してください。)
- (4) 代理人をもって入札する場合は、委任状
- (5) 入札保証金還付請求書
- (6) 入札書(金額訂正できませんので、予備も持参ください。)

12 入札保証金

(1)入札保証金として、入札金額の100分の5以上の金額を、入札受付前までに納入してください。

- (2) 落札者以外の入札保証金は、入札保証金還付請求書により還付します。
- (3) 落札者の入札保証金は、本契約締結後に還付します。この場合において、落札者 の入札保証金は、契約保証金の一部に充当することができます。
- (4) 入札保証金には、利息を付しません。

13 入札の要領

- (1)代理人をもって入札する場合は、委任状を持参してください。なお、代理人で委任状を提出しない方は、入札に参加することができません。
- (2)入札者又は代理人は、自ら所定の入札書に入札金額等の必要事項を記入し、記名、 押印のうえ提出してください。
- (3) 事由のいかんにかかわらず、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできません。
- (4)入札保証金を納入しない方、または出欠の確認のときに入札場所にいない方は、 入札に参加することができません。

14 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する方が行った入札は、無効となります。

- (1)参加する資格のない者
- (2) 当該入札について不正行為を行ったもの
- (3) 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱及び判読不可能のものがある場合
- (4)入札保証金の納入がない者及び保証金の納入額が不足する者
- (5) 一つの物件に対し1人で2以上の入札をした者
- (6)代理人でその資格のない者
- (7) 前各号に掲げるもののほか入札条件に違反した者

15 入札の中止

入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止し、又は延期することがあります。これらの場合において、入札者又は入札に参加しようとする方が損失を受けても、本市は補償の責めを負いません。

16 開札

入札の開札は、入札終了後、直ちに入札者又はその代理人の面前で、市の職員が行います。

17 落札者の決定

落札者は、本市が定める予定価格以上で、かつ最高価格をもって入札をした方としま

す。ただし、落札となるべき同価の入札をした方が2人以上あるときは、くじにより落 札者を決定します。

なお、入札結果(落札者氏名・金額等)は、情報公開の対象となります。

18 売買契約の締結

落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約を締結するものとし、契約書に貼付する収入印紙については、落札者の負担となります。

19 入札保証金の帰属

落札者が18に規定する期間内に契約を締結しないときは、入札保証金は、本市に帰属します。

20 契約保証金

- (1)売買契約を締結する際に売買代金の全額を納付しない場合は、売買代金の100 分の10以上の金額を契約保証金として納入しなければなりません。
- (2) 契約保証金は売買代金の一部に充当することができます。
- (3)落札者が売買代金を期限内に納入しないとき又は契約条項に違反したときは、契約保証金は返還しません。
- (4) 契約保証金には、利息を付しません。

21 売買代金の納付

売買代金は、契約を締結した日の翌日から起算して、30日以内に全額一括して納付していただきます。

22 物件の引渡し

- (1)売買代金の納付を確認し、売渡証書の交付を受けたときに所有権の移転及び物件の引渡しがあったものとします。
- (2) 物件の引渡しは、現況のまま(現に存する工作物等を含む。)とします。
- (3) 所有権移転の登記は本市が行いますが、登記に必要な登録免許税は、落札者の負担となります。